

鎌倉市自主防災活動育成費補助金
交付申請等の手順について（資機材等）

2024年8月

自主防災組織の事務

総合防災課

- 1 事前相談
事業及び防災資機材購入計画の段階で**総合防災課**までに事前に電話等でご連絡を下さい。
電話23-3000（代表）
- 2 補助金の申請
 - 補助金交付申請書
 - 見積書の写し
 - 規約
 - 編成表
 - 一覧表を、**総合防災課**へ提出して下さい。

【書類審査】

- ※ 申請者（代表者）は自主防災組織の長（防災部長等）として下さい。
- ※ 見積書の写しは日付記載されたものがが必要です。
- ※ 規約及び編成表は、最新のものをお願いします。
- ※ 申請時に添付する一覧表は、現在備蓄している資機材の一覧

- 3 事業（購入）の実施
決定通知書受領後に事業の実施又は防災資機材を見積業者から**購入**して下さい。

事業が完了（購入）したら、総合防災課に連絡して下さい。
支払いは、**立替え払い**をお願いします。

【補助金交付決定通知書】

を、申請者へ郵送します。

【検 収】

購入物品等を現地等で
確認します。

- 4 補助金の請求
 - 請求書（市役所への請求書です）
 - 業者からの領収書の写し
 - 防災資機材等保管一覧表（購入したもの）を、**総合防災課**へ提出して下さい。

【書類審査】

- 5 入金の確認
請求から振込みまで、3週間程度かかります。

【振込み】

補助金を指定口座に
振り込みます。